

平成30年度 第5回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	平成30年 8月23日（木）14時00分 ～ 14時45分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	奥委員（会長）、葉山委員（副会長）、岡部委員、五嶋委員、津谷委員、中村委員、堀江委員、水野委員
欠席委員	押田委員、菊本委員、木下委員、田中稲子委員、田中伸治委員、横田委員
開催形態	公開（傍聴者 11人）
議 題	1 横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 環境影響評価準備書について
決定事項	平成30年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
議事 1 平成30年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録確定 特に意見なし 2 議題 (1)横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 環境影響評価準備書について ア 事務局が指摘事項等一覧について説明 イ 質疑 特に意見なし ウ 事業者が補足資料について説明 【事業者】 補足資料の説明は以上ですが、前回の審査会でいくつかの御指摘、御意見があったと事務局から伝え聞いていますので、口頭で説明します。 「項目ごとに回避と低減の意味合いを明確にした上で、使い分けることが必要である」との御指摘については、平成27年に改正された農林水産省・国土交通省の主務省令第二十六条で「影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する手法であること」と示されております。本事業においても「回避、又は低減されていること」をひとまとまりの指標としています。 例えば、水の濁りは汚濁防止枠などの環境保全措置を講じることで、濁りの影響を低減させることができると考えています。一方で、これにより影響の及ぶ範囲も小さくなるので、環境保全措置を講じない場合と比べて、影響が回避される範囲が同時に出てきます。そのため、主務省令に示されるとおり、回避・低減という言葉は区別せず、ひとまとまりの指標として使用しています。木下委員の御指摘の通り、回避と低減では言葉の意味が違うことを理解していますが、これらの間を厳密に区分することは難しいと考えており、他の法対象埋立事業でも使い分けしていないことも踏まえると、事業者が使い分けることは難しいと考えています。 「埋立て完了後の事後調査の実施が必要ではないか。また、横浜市と共同して、埋立て後の生態系の評価を調査できないか。」との御指摘については、埋立て完了後の調査は、アセス法上の事後調査としてではなく、事業者の自主的な環境監視調査として提示している項目を適切に実施してまいりたいと考えています。ただし、専門家の意見を聞きながら、事業実施	

主体として可能な限り、学術的な意味も見出していきたいと考えています。具体的な調査方法や調査時期などは、長期的な事業であることも踏まえ、今の時点で定めるのではなく、適宜、環境監視調査の状況や、必要に応じて専門家の意見を聞きながら、検討を進めたいと考えています。

また、準備書9-1ページに記載のとおり、主務省令に規定されたいずれかの要件に該当すると認められて、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときには事後調査を行う必要があります。本事業はこの規定に該当しないという結果となりました。ただし、事業者としては事後調査と同等の環境監視調査を自主的に行いたいと考えています。

「全体の生態系のバランスを考慮した上で、生物共生護岸の設置等の生物への配慮を考える必要がある。」との御指摘については、今回検討している生物共生型護岸は、多様な生物が生息できるように、ブロックを配置したり、ケーソンスリットの開口高さを変えるなど、護岸全体が多様な水深帯を持つように工夫しています。ターゲットとする生物等は、生態系のバランスにも考慮する必要があることから、専門家の意見を聞きながら進める考えです。また、生物共生型護岸は、研究活動や環境学習の場としても活用し、地域の方を含めた多様な主体との連携も視野に入れながら作ってきたいと考えています。

エ 質疑

【水野委員】 細かいところまで整理していただき、ありがとうございました。これでよく分かるようになったと思います。

【津谷委員】 生物共生型護岸が実際に設置されている事例はありますか。また、その結果はどのように評価されていますか。

【事業者】 防波堤にスリットの高さを変えた生物共生型護岸を設置した事例が四国にありますが、埋立ての護岸に設置した事例は無いと聞いています。

本事業が初めての事例になりますので、研究活動や環境学習の場として使うとともに、専門家の意見を聞きながら、生物共生型護岸の効果を検証していきたいと考えています。

【津谷委員】 モデルケースになるということなので、生物共生型護岸の効果の検証についても環境監視調査で積極的に行ってください。

【事業者】 分かりました。

【葉山副会長】 人が生態系に介在する例としては魚礁の設置など色々ありますが、それが海域全体の生態系に与える影響について、専門家の間ではどのように議論されているのでしょうか。

【事業者】 回答になるか分かりませんが、スリットの高さを変えることで、太陽の光が届く範囲が変わってきます。それによって、生息できる魚の種類も変わり、多様な種類の魚が生息するようになれば、今以上に良い生態系ができるのではないかと考えています。ただし、初めての事例ですので、様々な検証を行いながら、効果を見定めていきたいと思っています。

【五嶋委員】 埋立て完了後に自主的に調査を行うということですが、どれくらいの頻度で、どのような調査を行うのですか。

【事業者】 準備書9-4ページに記載のとおり、現段階では、水質、動物、植物を環境監視項目としていますが、具体的な実施内容や頻度はまだ決めていません。実施内容等は、専門家の意見を伺うとともに、事業の進捗状況に応じ

で決めていきたいと考えています。

【五嶋委員】

埋立事業の場合、埋立地の存在が与える環境への影響と、埋立地周辺に生まれる新たな経済活動等が与える環境への影響が考えられますが、それぞれが独立して影響を与えるのではなく、2つの要因が包括的に影響を与えることになります。

調査の実施内容や頻度を決める際には、2つの要因を整理、勘案しながら進めることを検討してください。

【事業者】

埋立て後の活動については、設置する倉庫の種類などにより様々な要因が出てくると思いますので、環境監視調査は、南本牧ふ頭で一部供用している中で、環境の調査を行っていますので、それらを参考にしたいと考えています。

【中村委員】

環境監視調査についてですが、アセスの事後調査ではないということならば、調査結果はどのように公表していくのですか。

また、環境学習の場とはどのようなイメージを持っていますか。

【事業者】

生物共生型護岸の上部には、水際線緑地を整備する予定です。例えば、小学生が水際線緑地を訪れ、生物共生型護岸のスリットにどういった生物がいるのか、そういったものを実際に見ていただき、環境学習の場とすることを考えています。

調査結果の公表についてですが、現段階でどの時点で公表するかは考えていません。調査の実施内容と照らし合わせながら、誰を対象にするのか、いつ公表するのかを今後、考えていきます。

【奥会長】

準備書には、環境監視調査は工事期間中に行うと記載されています。法に基づく事後調査ではないが、工事完了後も、ある程度の期間に渡って生態系、生物多様性の変化について調査していくということによろしいでしょうか。

そして、その調査結果についても随時、公表していくということによろしいでしょうか。

【事業者】

先ほども説明しましたが、埋立て完了後には、環境学習の場として使っていただくことも考えていますので、埋立て完了後にどういった生物がいるのかは我々としても関心のあるところですので、これらのことをどういう風に公表していくかを考えていきたい。

【奥会長】

埋立て完了後の調査を行うことや環境学習の場として活用することなどに取り組むことを評価書に記載していただければと思います。

【葉山副会長】

最近、事業の実施により、ある程度環境に資する事業が増えており、事業の実施による成果を積極的に外に出すことが行われています。そういう意味で、事業の実施により環境にプラスになっている点は誇れることですので、うまく公表していただきたいと思います。

【奥会長】

他になれば質疑終了とします。

オ 審議

【五嶋委員】

回避・低減に関する指摘は、言葉を適切に使って欲しいとのことだと思いますが、過去にも使い分けされていないとの説明がよく分かりませんでした。

【奥会長】

木下委員が指摘している点ですが、回避と低減は言葉の意味が異なるので、回避しているのであれば「回避」、低減する場合は「低減」と項目ごとにしっかりと使い分けをしたほうが良いとの指摘でした。

今日の説明ですと、回避できる場合は回避となるが、回避できないにしても低減はしているという状況が現れ、その場その場の状況によって変わるため、どちらか一方に決めることができないので、セットで使用しているとのことでした。また、主務省令においてもそのように記載されているとの説明でした。

【事務局】 本日の説明では、水質の環境保全措置として汚濁防止枠を付けた場合でも、影響が低減される場所と影響範囲が小さくなることにより回避される場所が同時に現れるので、使い分けはできないとの説明でした。

【奥会長】 ほかの委員は、回避と低減がセットで使われることについて、納得されたということでしょうか。

【委員一同】 (賛同の様子)

【奥会長】 埋立て完了後の調査については 法に基づく事後調査ではないですが、評価書に記載していただきたいと思います。

【奥会長】 他になければ審議終了とします。内容については会議録（案）で御確認いただくこととします。

資 料

- ・平成30年度第4回（平成30年7月30日）審査会の会議録【案】
- ・横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料